実践編 第六回『村明細帳③』

「村差出明細帳 宝暦十辰 月日」

(小川家文書 D-4-17)

石盛三

同弐町四反五畝歩

亥御検地

此分米七石三斗五升

石盛三

下々畑三反五畝拾弐歩

丑御検地

此分米壱石六升弐合

石盛弐

林畑四反三畝拾五歩

右同断

此分米八斗七升

一小物成百姓持林弐町壱反七畝拾五歩

此定納永弐百拾八文山銭として上納

一御掛り物

在大豆六尺給宿入用御蔵前入用

右之通り年々金納仕候

一御水帳六冊

名主弥次郎

但右水帳弐冊 寛文九酉

近山五左衛門様岡上次郎兵衛様

御検地

御水帳弐冊 延宝二寅

一寅 中川八郎左衛門様 御検地



[用語]

小物成 …田畑に賦課される本年貢(本途物成) に対し、 それ以外の

雑税の総称。

水が …金貨の補助計算単位。 江戸時代の通貨は金、 銀、 銭がそれ

ぞれ時価且つ四進法で複雑な為、 金一両=永 一貫文=1000

文と便宜的に換算した。

山銭やません 原野や山林などの地目に新たに課せられた雑税。

御掛り物 村高・持高に課される高掛物の別称。

六 尺 給米…江戸城内の雑役人 (駕籠かき・掃除夫・賄方) の給米にあ

てるため幕領各村に課せられた租税。

宿入用 ・伝馬宿入用のこと。幕領に課せられた租税。五街道の問屋、

本陣 (街道の宿場に置かれた窮迫施設) の給米、 宿場の費

用にあてた。

御蔵前入用· ・幕領に課された租税。 浅草御蔵 (幕府直轄地からの年貢、

買上米を収納 した蔵) の維持費として徴収 した。六尺給米・

伝馬宿入用・御蔵前入用を『高掛三役』とした。

御水帳 …検地帳のこと。 御縄打帳とも。

[解説]

たに る不作 がり 物 例えば、 六十年後の丑検地では「三」 も年貢を徴収するようになりました。寅検地で石盛「壱」だった下々 りました。 前 回 ([用語] の傾向ではありますが、詳細に調べてみますとその年々で高下します。 「林畑」 : の 為、 『村明細帳②』 年貢割付状で「損亡引き」と記される場合は気象異変や災害によ 雑税として2百18文が定納されます。 荏大豆とあるのは、 参照) 納入高は減額されます。そして今回 が地目に加わっています。 として荏大豆を現物納するということです。 同様、 になっています。長期的に納入年貢高は値上 地目別反別と石高 幕府は \mathcal{O} 「萱畑」 概要です。 「小物成」が新たに加わ 同様、 丑検地より新 林畑 御掛 畑も

近似しています。 次に文字を見ていきましょう。 生 糸」 偏も 偏もくずしが進むと、 木 また、 偏同様、「手」偏のようになります。 **心**「納」の旁も

「物」と酷似しています。 衣 わ 物 偏、 のくずしが特徴 子 仮名「お」にも 偏、 的 です。

断する癖をつけましょう。 耳」、 亨 偏など間違えやすい部首が多くなります。 文脈か : ら 判

参考文献 『小平市史料集第十三集 新田開発2』 小平市中央図書館